

06 スーパー定期【単利型】

平成29年6月23日現在

商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金(M型) (預入金額300万円以上「スーパー定期300」) (預入金額300万円未満「スーパー定期」)
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人および法人のお客さま
期間	<ul style="list-style-type: none"> <定型方式> 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 <期日指定方式> 1か月超5年未満 定型方式のものは自動継続の取扱いもできます。 (この場合、継続後の定期預金の期間については継続前と同じとなります。)
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 スーパー定期 …100円以上300万円未満(総合口座は1万円以上) スーパー定期300…300万円以上 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払い戻しいたします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (頻度) (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 預入日における店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 (自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。) 期間が2年未満のものは、満期日以降に一括してお支払いします。 期間が2年以上のものは、預入日から1年毎に中間利払いをいたします。 (中間利払利率…約定利率×70%) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税金	<ul style="list-style-type: none"> お利息には20%(国税15%・地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 法人のお客さまは総合課税となります。
手数料	—
付加できる・ 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さまはマル優の取り扱いができます。 自動継続扱いのものは、個人のお客さまに限り総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金利率に0.5%上乗せした利率)
中途解約時・ の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日までに解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数によって別表「定期預金 の中途解約利率一覧表」の期限前解約利率による利息を計算して元金とともにお支払いしま す。 中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。 (期限前解約利息≤中間払利息の場合は、期限前解約利息は「0」とします。)
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま 相談室(9時~17時、電話:072-621-9363)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(06-6364-7644)東京弁護士会(電 話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決 を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記 コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所(9時~17時、 電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます 。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の 弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調 停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあ ります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室 もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
その他の参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 元金の一部解約はできません。 満期日以降の利息は解約日または書替日の普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象となる預金で、元本1,000万円までとその利息が保護の対象とな ります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000 万円までとその利息が保護されます。)